

衆議院 厚生委員會 議 録 第二十九号

(三四四)

平成八年六月十四日(金曜日)

午前十一時三十二分開議

出席委員

委員長 和田 貞夫君
理事 衛藤 晟一君
理事 鈴木 俊一君
理事 石田 祝楨君
理事 横光 克彦君
理事 伊吹 文明君
理事 狩野 勝君
理事 自見庄三郎君
理事 竹内 繁一君
理事 中山 太郎君
理事 根本 匠君
理事 持永 和見君
理事 山下 徳夫君
理事 大野由利子君
理事 北村 直人君
理事 野呂 昭彦君
理事 矢上 雅義君
理事 五島 正規君
理事 森井 忠良君
理事 土肥 隆一君

出席政府委員

厚生大臣官房長 山口 剛彦君
厚生省健康政策局長 谷 修一君
厚生省保健医療局長 松村 明仁君

委員外の出席者

参議院厚生委員長 今井 澄君
厚生委員会調査室長 市川 喬君

委員の異動

第一類第七号

厚生委員会議録第二十九号

平成八年六月十四日

六月十四日

辭任

補欠選任

熊代 昭彦君 自見庄三郎君
高橋 辰夫君 中山 太郎君
赤松 正雄君 小沢 辰男君
栗屋 敏信君 矢上 雅義君
久保 哲司君 野呂 昭彦君

本日の會議に付した案件

齒科医師法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第一号)
臓器の移植に関する法律案(中山太郎君外十二名提出、第二百二十九回国会衆議案第七号)
優生保護法の一部を改正する法律案起草の件

○和田委員長 これより會議を開きます。

参議院提出、齒科医師法の一部を改正する法律案を議題といたします。
趣旨の説明を求めます。参議院厚生委員長今井澄君。

齒科医師法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○今井参議院議員 ただいま議題となりました齒科医師法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年、齒学・齒科医療技術が進歩し、また、人口の高齡化等を背景に國民の齒科医療ニーズが多様化、高度化していること等に伴い、齒科医師の資質の向上が強く求められております。こうした中で、齒科医師免許取得直後の臨床研修の重要性が増しております。

しかしながら、現行の齒科医師法においては臨床研修に関する規定は設けられておらず、昭和六十二年度から國の予算事業として開始された公立大学附属病院での期間一年の臨床研修と国立大学附属病院で実施されている臨床研修を合わせて、齒科医師免許新規取得者の半数程度が参加しているにとどまっております。

このため、齒科医師法を改正して臨床研修を齒科医師の努力義務として制度化し、臨床研修の実施を推進することを目的としてこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、一年以上の臨床研修を齒科医師の努力義務とすることであり、

第二は、臨床研修を行う機関を大学の附属病院または医療関係者審議会の意見を聞いて厚生大臣が指定する病院もしくは診療所とすることであり、

第三は、臨床研修を行う機関の長は、実施した臨床研修について厚生大臣へ報告することとするのであります。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して六十日を経過した日としておりますが、臨床研修に関する規定は、同日以降に実施された齒科医師国家試験に合格した者から適用することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○和田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○和田委員長 本案に対しましては、質疑、討論

ともに申し出がありませんので、直ちに採決をいたします。

参議院提出、齒科医師法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○和田委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○和田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○和田委員長 次に、厚生関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

優生保護法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般各会派間において御協議いただき、意見の一致を見ましたので、委員長において草案を作成し、委員各位のお手元に配付いたしてございます。

その起草案の趣旨及び内容について、委員長から簡単に御説明申し上げます。

本案は、現行の優生保護法の目的その他の規定のうち不良な子孫の出生を防止するという優生思想に基づく部分が障害者に対する差別となつてゐること等にかんがみ、所要の規定を整備しようとするもので、その主な内容は、

第一に、法律の題名を優生保護法から母体保護法に改め、法律の目的中「優生上の見地から不良

な子孫の出生を防止するとともに」を「不妊手術及び人工妊娠中絶に関する事項を定めること等により」に改めること。

第二に、「優生手術」の語を「不妊手術」に改め、遺伝性疾患等の防止のための手術及び精神病患者等に対する本人の同意によらない手術に関する規定を削除すること。

第三に、遺伝性疾患等の防止のための人工妊娠中絶に係る規定を削除すること。

第四に、都道府県優生保護審査会及び優生保護相談所を廃止すること。

第五に、この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行すること。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

優生保護法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○和田委員長 この際、お語りいたします。

お手元に配付いたしております草案を優生保護法の一部を改正する法律案の草案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○和田委員長 起立総員。よって、そのように決しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○和田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○和田委員長 次に、第二百二十九回国会、中山太郎君外十二名提出、臓器の移植に関する法律案を議題といたします。

この際、本案に対し、中山太郎君外十一名から修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。中山太郎君。

臓器の移植に関する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○中山（六）委員 ただいま議題となりました臓器の移植に関する法律案に対する修正案につきまして、提出者を代表いたしまして、その趣旨及び概要について御説明を申し上げます。

臓器の移植に関する法律案は、臓器の移植が適切に行われるようにするため、必要な事項を定めるものであります。

本法律案においては、医師が脳死体を含む死体から移植術に使用されるための臓器を摘出することとができる場合として、一、生存中に本人が書面により提供の意思を表示している場合であって、遺族が臓器の摘出を拒まないとき、または遺族がないとき、二、本人の生前の提供の意思が不明等の場合については、遺族が書面により臓器の摘出を承諾しているとき、二つの場合が規定されております。

また、本法律案には、この法律の施行後五年を目途として検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきことも規定されております。

本法律案は、平成六年四月に国会に提出された後、既に二年余が経過しておりますが、この間、国会内外において、本人の生前の提供の意思が不明等の場合であっても、遺族が書面により承諾しているときは臓器を摘出することができると規定されていること等に関してさまざまな議論がなされております。

一方、脳死体からの臓器提供が必要である心臓、肝臓等の移植については、今日に至るまで移植への門戸が事実上閉ざされてきており、臓器移植法の制定は、移植を一日千秋の思いで待ち望む患者及びその家族の方々の悲願となっておりま

このような状況にかんがみ、本法律案の国会での審議を促進し、一日も早い法制化の実現を図るとともに、移植医療が広く国民に受け入れられ、浸透することを期待し、本修正案を提出するものであります。

以下、本修正案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、脳死体を含む死体からの臓器の摘出については、本人の提供の意思が不明等の場合であっても遺族の承諾があれば可能とする原案の規定を削除し、本人の書面による提供の意思表示がある場合に限り臓器を摘出することができるとしてあります。

第二に、眼球及び腎臓の摘出については、これまで角膜及び腎臓の移植に関する法律に基づいて遺族の承諾による摘出が行われてきたことを踏まえ、このような取り扱いも今後認めることとしてあります。

第三に、この法律による臓器の移植に関する検討等については、施行後三年を目途として行うこととしてあります。

以上が、本修正案の趣旨及び概要であります。何とぞ、速やかに御審議の上、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○和田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十八日火曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時四十四分散会

歯科医師法の一部を改正する法律案

歯科医師法の一部を改正する法律

歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「左の二」を「次の二」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（第十六条の二第二項において

単に「大学」という。）において、歯学の正規の課程を修めて卒業した者

第十一条第二号中「口くう衛生」を「口腔衛生」に、「もの」を「もの」に改め、同条第三号中「且つ」を「かつ」に、「もの」を「もの」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 臨床研修

第十六条の二 歯科医師は、免許を受けた後、一年以上大学若しくは大学の歯学部若しくは医学部の附属施設である病院（歯科医業を行わな

いものを除く。）又は厚生大臣の指定する病院若しくは診療所において、臨床研修を行うように努めるものとする。

2 厚生大臣は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、医療関係者審議会の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定の適用については、外国の病院又は診療所で、厚生大臣が適当と認めたものは、同項の厚生大臣の指定する病院又は診療所とみなす。

第十六条の三 前条第一項に規定する病院又は診療所の長は、当該病院又は診療所において同項の規定による臨床研修を行つた者があるときは、当該臨床研修を行つた旨を厚生大臣に報告するものとする。

2 前条第三項の規定により同条第一項の厚生大臣の指定する病院又は診療所とみなされた病院又は診療所において同項の規定による臨床研修を行つた者は、当該臨床研修を行つた旨を厚生大臣に報告するものとする。

第十六条の四 この章に規定するもののほか、第十六条の二第一項の指定並びに前条第一項及び第二項の報告に関して必要な事項は、省令で定める。

第四十四条中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削る。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六十

日を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に歯科医師免許を受けた者については、この法律による改正後の歯科医師法第三章の二の規定は適用しない。この法律の施行前に行われた歯科医師国家試験に合格した者又は国民医療法施行令の一部を改正する勅令(昭和二十一年勅令第四百二号)附則第二項の規定に該当する者であつて、この法律の施行後歯科医師免許を受けたものについても、同様とする。

(医療法の一部改正)

第三条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「左の二」を「次の二」に改め、同項第二号中「第十六条の二第二項」の下に「若しくは歯科医師法第十六条の二第二項」を加え、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

(公衆衛生修学資金貸与法の一部改正)

第四条 公衆衛生修学資金貸与法(昭和三十三年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。第七條第三項中「第十六条の二第二項」の下に「又は歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二號)第十六条の二第一項」を加え、「行ない」を「行い」に改める。

理由

近年における歯学・歯科医療技術の進歩、歯科医療に対する国民のニーズの多様化等に伴い、歯科医師の資質の向上が求められていることにかんがみ、歯科医師免許取得後に臨床研修を行うことを歯科医師の努力義務とする制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

優生保護法の一部を改正する法律案

優生保護法の一部を改正する法律

優生保護法(昭和二十三年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

母体保護法

第一条中「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに」を「不妊手術及び人工妊娠中絶に関する事項を定めること等により」に改める。第二条第一項中「優生手術」を「不妊手術」に改める。

第二章 優生手術を「第二章 不妊手術」に改める。

第三条の見出しを削り、同条第一項中「左の二」を「次の二」に、「並びに」を「及び」に、「届出をしない」を「届出をしていない」に、「優生手術」を「不妊手術」に、「但し」を「ただし」に改め、「精神病者又は精神薄弱者を削り、同項第一号及び第二号を削り、同項第三号を同項第一号とし、同項第四号を同項第二号とし、同条第二項中「前項第三号及び第四号」を「前項各号」に、「優生手術」を「不妊手術」に改める。

第四条から第十三条までを次のように改める。

第四条から第十三条まで 削除

第十四条第一項第一号及び第二号を削り、同項第三号を同項第一号とし、同項第四号を同項第二号とし、同条第三項を削る。

第四章及び第五章を次のように改める。

第四章及び第五章 削除

第十六条から第二十四条まで 削除

第二十五条中「第十條、第十三條第二項」を削り、「優生手術」を「不妊手術」に改める。

第二十六条中「優生手術」を「不妊手術」に改める。

第二十七条中「優生手術の審査又はその事務に従事した者、優生手術を「不妊手術」に改め、「及び優生保護相談所の職員を削る。

第三十条及び第三十一条を次のように改める。

第三十条及び第三十一条 削除

別表を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月

を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正前の優生保護法(以下「旧法」という)第十条の規定により行われた優生手術に関する費用の支弁及び負担については、なお従前の例による。

第三条 旧法第三條第一項、第十條、第十三條第二項又は第十四條第一項の規定により行われた優生手術又は人工妊娠中絶に係る旧法第二十五條の届出については、なお従前の例による。

第四条 旧法第二十七條に規定する者の秘密を守る義務については、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行前にした行為及び前二條の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七號)の一部を次のように改正する。

別表第一第三号を次のように改める。

三 削除

別表第二第一号(一)の五を削る。

別表第三第一号(一)中「優生保護法」を「母体保護法(昭和二十三年法律第五十六号)」に、「基く」を「基づく」に改め、「都道府県優生保護審査会を監督し」を削り、「優生手術」を「不妊手術」に改める。

別表第七第一号の表中都道府県優生保護審査会の項を削る。

(地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第七条 地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律(平成六年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中優生保護法第二十二條第一項及び第三項の改正規定を次のように改める。

第二十二條第一項中「及び保健所を設置する市を」保健所を設置する市及び特別区に改

める。

第二十一条中優生保護法第三十条の見出し及

び同条の改正規定を削る。

附則第一條ただし書中「並びに第二十一条中優生保護法第二十二條の改正規定(及び保健所を設置する市を」保健所を設置する市及び特別区に改める部分を除く。及び同法第三十條の改正規定及び並びに附則第四十一条中厚生省設置法第六條の改正規定(優生保護相談所の設置を認可し、及び」を削る部分に限る。を削る。

附則第四十一条のうち厚生省設置法第六條第二号の改正規定及び同条第八号の次に一号を加える改正規定中「第六條第二号中「優生保護相談所の設置を認可し、及び」を削り、同条第八号」を「第六條第八号」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第八条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第十五号中「優生保護法」を「母体保護法」に改める。

第六條第二号を次のように改める。

二 削除

第七條第三項中「述べ、並びに優生手術に関する適否の再審査を行う」を「述べる」に改める。

理由

現行の優生保護法の目的その他の規定のうち不良な子孫の出生を防止するという優生思想に基づく部分が障害者に対する差別となっていること等にかんがみ、所要の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

臓器の移植に関する法律案に対する修正案

臓器の移植に関する法律案の一部を次のように修正する。

第六條第一項を次のように改める。

医師は、死亡した者が生存中に臓器を移植術に使用されるために提供することを書面により

表示している場合であつて、その旨の告知を受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき又は遺族がないときは、移植術に使用されるための臓器を、死体(脳死体を含む。以下同じ。)から摘出することができる。

第二十二条第二項中「告訴を待つて論ずる」を「告訴がなければ公訴を提起することができない」に改める。

附則第二条第一項中「五年」を「三年」に改める。

附則第三条を削り、附則第四条を附則第三条とする。

附則第五条の前の見出しを削り、附則第三条の次に次の見出し及び一条を加える。

(経過措置)

第四条 医師は、当分の間、第六条第一項に規定する場合のほか、死亡した者が生存中に眼球又は腎臓を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であつて、遺族が当該眼球又は腎臓の摘出について書面により承諾しているときにおいても、移植術に使用されるための眼球又は腎臓を、同条第二項の脳死体以外の死体から摘出することができる。

2 前項の規定により死体から眼球又は腎臓を摘出する場合における第七条、第八条、第九条及び第十条第一項の規定の適用については、第七条中「前条」とあるのは「附則第四条第一項」と、第八条及び第九条中「第六条」とあるのは「附則第四条第一項」と、第十条第一項中「同条の規定による」とあるのは「附則第四条第一項の規定による」とする。

附則第五条中「前条」を「附則第三条」に改める。

附則第十二条のうち厚生省設置法第五条第四十号の改正規定中「平成六年法律第 号」を「平成八年法律第 号」に改める。

平成八年六月二十六日印刷

平成八年六月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局